



平成 28 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 東京ソワール  
代表者名 代表取締役社長 村越眞二  
(コード番号 8040 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 宮本幸三  
(TEL. 03-5474-6617)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）に規定する当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。  
なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日（火）

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>